

企業と生物多様性

環境省 自然環境局
生物多様性地球戦略企画室

生物多様性のめぐみ（特に企業との関係で）

原材料調達

木材を紙や住宅に
魚介類を缶詰やたらこなどに

- ・製紙業
- ・住宅産業
- ・水産加工業
- ・食品加工業
- ・流通業も（分別管理）

技術開発のヒント

バイオミミクリー

金融業も

・生物多様性に配慮した企業活動への
投融資

遺伝資源の利用

ニチニチソウやイチイから抗がん剤に
八角からインフルエンザ治療薬に
野生近縁種を活用した品種改良

- ・製薬業
- ・種苗生産

自然の生態系や地形の保全 （安全・安心の基礎）

- ・土木建設業

社会貢献活動

国内外における植林、サンゴ礁保全 など

「第3次生物多様性国家戦略」の概要

一人と自然が共生する「いきものにぎわいの国づくり」を目指してー

第1部：戦略

【生物多様性の重要性】

いのちと暮らしを支える生物多様性

- ①すべての生命の存立基盤
- ②将来を含む有用な価値
- ③豊かな文化の根源
- ④暮らしの安全性

【課題】

- ・第1の危機
- ・第2の危機
- ・第3の危機

地球温暖化による危機
ー逃れられない深刻な問題ー

【長期的な視点】

100年先を見据えたグランドデザイン

- ・生物多様性から見た国土のグランドデザインを、国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示

【多様な主体の参画】

地方・民間の参画

- ・地域での活動に結びつけるため、地方や企業による取組の必要性を強調

4つの基本戦略

I 生物多様性を社会に浸透させる
III 森・里・川・海のつながりを確保する

II 地域における人と自然の関係を再構築する
IV 地球規模の視野を持って行動する

第2部：行動計画

・約660の具体的施策

・実施省庁を明記

・34の数値目標

第三次生物多様性国家戦略 における位置づけ

企業の位置づけ

- ◆ 原材料調達、遺伝情報の活用などさまざまな場面で生物多様性に影響を与えたり、その恩恵を受けている。
- ◆ 企業活動は、消費者意識に支えられている
→企業活動全般を通じ、生物多様性の保全と持続可能な利用を
社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくうえで重要な役割

基本戦略 I 「生物多様性を社会に浸透させる」(国としての取組)

- ◆ 生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインを策定
- ◆ 先進的な取組事例などの紹介

生物多様性基本法の概要

目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

責務

国の責務、地方公共団体の責務 : 基本原則にのっとりた施策の実施等
事業者の責務、国民及び民間団体の責務 : 基本原則にのっとりた活動等に努める

生物多様性戦略

国の戦略:「生物多様性国家戦略」を規定

地方の戦略:地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

生物多様性基本法における規定

第6条 事業者の責務

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

第19条 生物の多様性に配慮した事業活動の促進

国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

「環境報告ガイドライン(2007年版)」(H19年6月改訂) 記載することが期待される情報・指標

- ④ 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況
 - 生物多様性の保全に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等
 - 事業活動に伴う主要な影響とその評価
 - 原材料調達における主要な影響とその評価
 - 所有地等の土地の情報
 - 保全・再生を積極的に行うプログラム及び目標

G8関連

2007年3月

G8環境大臣会合 ドイツ ポツダム

G8の歴史上初めて、生物多様性が重要な議題に。

「ポツダム・イニシアティブー生物多様性2010および10の行動」

たとえば、

○生物多様性の地球規模の損失における、経済的重要性

生物多様性の経済的価値、その損失に伴うコスト、と効果的な保全に要するコストとの対比の分析着手

○科学

科学と政策との間の接点の向上。生物多様性版IPCC。

○生産と消費のパターン

産業界や消費者を巻き込む政策の強化。規制策、誘導策の効果的組み合わせ。

○生物多様性と気候変化

気候政策と生物多様性政策の連携の向上。

○2010年とそれ以降

2010年目標の達成のため、また、それ以降のための国家目標および戦略の策定、実施。

G8関連

G8環境大臣会合「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」

自然との共生

- 生物多様性の保全と持続可能な利用が確保されている自然共生社会形成のためのモデルの提唱（"SATOYAMA Initiative"）

生態系ネットワーク

- 森林、ウエットランド、サンゴ礁等の生物多様性保全上重要な生態系の国際的なネットワークの構築に向けた保護地域の指定・管理の推進

民間参画

対話の場の設定<神戸・生物多様性対話

- 企業・NGO・研究者等多様な主体の間の連携・協働を推進するための国際的な「対話の場」の設定

科学的把握

- 気候変動による影響も含めた地球規模の生物多様性モニタリング体制の構築に向けた国際協力

2010年目標の達成 ポスト2010年目標の検討

- 「国家戦略」の策定／改定のための国際協力
- 地球規模生物多様性概況第3版（GBO3）の作成等のための国際協力

民間参画決議

■ COP8(2006:クリチバ)において、 民間参画に関する初の決議

- ・民間部門はその活動が生物に重大な影響を与えているものの、条約実施への貢献が最も少ない利害関係者である。
- ・民間部門による優良な取り組みを奨励することにより、条約の実施に大幅な貢献をもたらす可能性がある。

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」 (ドイツ政府)

- 生物多様性条約の目的達成に民間企業の関与をさらに高めるためのイニシアティブ
- 賛同する企業は、条約の目的に同意・支持し、目的達成に資する取組の実施を約束する「リーダーシップ宣言」に署名
- 5月に開催されたCOP9で署名式への出席、PRの場への参加等
- 参加企業数 全34社 うち日本9社

株式会社アレフ

鹿島建設株式会社

サラヤ株式会社

住友信託銀行

積水ハウス株式会社

富士通株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

森ビル株式会社

株式会社リコー

(五十音順)

リーダーシップ宣言の内容

期待されること

- ◆ 条約の3つの目的に同意し、これを支持する。
- ◆ 経営目標に生物多様性への配慮を組み込む
- ◆ 社内で生物多様性を企業活動に反映させるプロセスを確立する
 - ・企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う
 - ・生物多様性指標を作成する
 - ・現実的かつ測定可能な目標を設定する
 - ・生物多様性に関する目標を納入業者 (supplier) に通知し、納入業者の活動をその目標に合うように統合していく
 - ・生物多様性部門の担当者を指名する
 - ・年次報告書、環境報告書等で生物多様性部門の活動と成果を公表する
 - ・科学機関やNGOとの対話と協調を検討する など

日本経団連 自然保護協議会

- ・(社)日本経済団体連合会の特別委員会の1つ。
- ・日本経団連自然保護基金^(注)に対する委託者

その他

- ▷ 自然保護に関わる講演会
- ▷ NGOとのネットワークの形成
- ▷ 普及啓発活動

等の実施

(注)日本経団連自然保護基金

日本経団連加盟企業をはじめとする多くの民間企業や個人の寄付を受けて、毎年総額1億5千万円程度の事業規模で、国内外の自然環境保全等に関するNGO等が行うプロジェクトに対する助成を継続的に実施。

企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）

【活動目的】

- ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する学習
- ・ステークホルダーとの対話
- ・グッドプラクティスなどの情報発信
- ・成果の可視化等に関する研究開発
- ・生物多様性に関する政策提言

株式会社秋村組
味の素株式会社
株式会社INAX
花王株式会社
鹿島建設株式会社
サラヤ株式会社
セイコーエプソン株式会社
積水ハウス株式会社
株式会社大和証券グループ本社

株式会社竹中工務店
帝人株式会社
株式会社電通
トステム株式会社
パナソニック株式会社
富士ゼロックス株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
株式会社三井住友銀行
三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社リコー

COP10に向けて

■2010年のCOP10は、わが国の愛知県名古屋市で開催

(COP9(2008年5月30日 ドイツ・ボン)で決定)

■開催予定日:2010年10月18日(月)~29日(金)

■2010年・COP10は、大きな節目

- ・2010年目標の目標年に開催
- ・2010年以降の次期目標の採択
- ・2010年は「国際生物多様性年」